

平成 19 年度上郡町における人事行政の運営等の状況を公表します

地方公務員法により、人事行政の公平性・透明性確保を目的として、前年度の各地方公共団体における人事行政の運営等の状況を一般に公表することが義務付けられています。

上郡町においても、上郡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成 19 年度の状況を公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 任免の状況(平成 19 年度中)

採用 4 名

退職 14 名

(2) 部門別職員数(定員管理)

(各年 4 月 1 日現在職員数)

部 門	区 分	職 員 数				20 年対 17 年 比 較 (人)
		H17	H18	H19	H20	
一 般 行 政	議 会	3	3	3	3	0
	総 務	26	26	25	24	2
	税 務	10	9	9	11	1
	農 林 水 産	11	10	10	11	0
	商 工	7	3	3	3	4
	土 木	22	24	25	18	4
	民 生	26	23	24	23	3
	衛 生	24	22	22	18	6
	小 計	129	120	121	111	18
特 別 行 政	教 育	44	41	37	36	8
	小 計	44	41	37	36	8
普 通 会 計 計		173	161	158	147	26
公 営 企 業 等 会 計	病 院			1	2	2
	水 道	7	7	7	7	0
	下 水 道	6	5	4	5	1
	そ の 他	7	9	8	9	2
	小 計	20	21	20	23	3
合 計		193	182	178	170	23

(部門名は、国が行う統計上の種別であり、町組織の課名ではありません。)

《参考》なお、上郡町職員定数条例における総定数は 205 人です。

2. 職員の給与の状況

(1) 1人あたりの支給額(平成19年4月1日現在)

区 分	平均給料月額(百円)	平均年齢
一般行政職	3,243	41.3 歳

(2) 初任給の状況(平成19年4月1日現在) (単位:円)

区 分	大 卒	短大卒	高 卒
一般行政職	170,200	153,800	142,800

(3) 手当制度の状況(19年度)

手 当 名	上 郡 町				国
扶養手当	扶養親族を有する職員に対して支給				同 左
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 月 13,000 円 ・ その他 月 6,500 円 (満 16~22 歳の者については年度初めから年度末まで 5,000 円加算)				
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用車等で通勤する場合 距離に応じ、月 1,000~26,700 円				月 2,000~24,500 円
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通機関を利用して通勤する場合 運賃相当額(上限 55,000 円)				
住居手当	自己所有の家に居住するか、借家等に居住し、家賃を支払っている職員に支給				新築購入後 5 年経過 まで 2,500 円
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持ち家居住 月 3,500 円 				
期末手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借家等居住 23,000 円以下の場合・・・家賃月額 - 12,000 円 23,000 円超の場合・・・(家賃月額 - 23,000 円) ÷ 2 + 11,000 円 (家賃月額が 12,000 円を超える場合に限る。また、上限は 27,000 円)				同 左
	19 年度支給割合				
期末手当	期 末	勤 勉	計		同左
	6 月	1.4 月分	0.725 月分	2.125 月分	
	12 月	1.6 月分	0.775 月分	2.375 月分	
	計	3.0 月分	1.5 月分	4.5 月分	
超過勤務手当	職制上の段階、職務の級等による加算措置・・・有				同左
	正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員に勤務した時間数に応じて支給 ・ 当該職員の時間単価 × (1.25~1.60 倍)				

・ その他職員手当での状況

手当名	内 容
管理職手当	副課長級以上の管理職員に対して支給 ・ 給料月額 × 下記の支給率 (単位:%)

	役 職	平成 19 年度
	課長及び課長相当職	11
	副課長及び副課長相当職	7
	幼稚園長及び保育所長	6
管理職特別勤務手当	臨時又は緊急の公務のため、週休日、祝日又は年未年始の休日等に勤務した管理職に支給 ・ 課長及び課長相当職 1回 6,000円 ・ 副課長及び副課長相当職 1回 4,000円 (勤務時間が6時間を超える場合は、上記額に150/100を乗じて得た額)	
宿日直手当	宿日直勤務した職員に支給 ・ 1回 4,200円	
地域手当	3% (ただし、平成18、19年度は支給しない。)	
特殊勤務手当	医師手当 月額1,100,000円の額を超えない範囲 伝染病防疫作業手当 従事した日1日につき100円 行旅死亡人等取扱作業手当 従事1回につき300円 塵芥処理作業手当 日額600円 企業職員手当 給料月額の10%	

(4) 特別職等の報酬等の状況(平成19年度)

区 分		月 額	その他手当	
給 料	町 長	817,000円	通勤手当、 扶養手当(教育長のみ)	
	副町長	672,000円		
	教育長	626,000円		
報 酬	議 長	395,000円		
	副議長	302,000円		
	常任委員会委員長	275,500円		
	議会運営委員会委員長	275,500円		
	議 員	271,000円		
期末手当	町長、副町長、 教育長	区 分	期末手当	期末手当加算措置
		6月期	2.1	有
		12月期	2.25	
	合 計	4.35		
	議長、副議長、 議員	区 分	期末手当	期末手当加算措置
		6月期	2.1	有
		12月期	2.25	
合 計		4.35		

平成18年7月1日より、町長については20%、副町長については12%、教育長については6%の(上記給料月額からの)給料カットを行なっています。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

区 分	勤 務 時 間 等
勤務を要する日	毎週月曜日から金曜日までの週5日間 (国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く)
1日あたりの勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで (休憩時間を除く、実質8時間勤務)
1週当たりの勤務時間	40時間勤務(8時間×5日間)

(2) 休暇制度

(使用実績はH19.1.1~12.31)

休暇の種類	休暇日数等	使用実績	
有給休暇	年次休暇	全職員に対し、1年につき20日間付与(前年に未使用日数がある場合は、最大20日を翌年に繰越)	平均使用日数 9.0日
	夏季休暇	全職員に対し、7月から9月までの間において、5日間付与	平均使用日数 4.23日
	産前休暇	妊娠した職員に対し、出産予定日8週間前の日から出産の日まで付与	取得件数 0件
	産後休暇	出産した職員に対し、出産日の翌日から8週間付与	取得件数 1件
	服喪休暇	親族の喪に遇った職員に対し、続柄及び死亡時の生計関係に応じ、最大10日間付与	取得件数 14件
	結婚休暇	結婚する職員に対し、最大5日間付与	取得件数 2件
	病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合に最大120日間付与(公務上の疾病等については別途規定)	取得件数 12件
	その他の休暇	子の看護休暇、子の養育休暇、育児時間休暇、妻の出産補助休暇、ドナー休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇等	取得件数 6件
無給休暇	介護休暇	負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり親族を介護しなければならない職員に対し、6月を限度として必要な休暇を付与する	取得件数 0件
	組合休暇	組合活動に従事する場合に1暦年に最大30日間付与	取得件数 0件
	育児休業	職員が3歳に満たない子を養育する場合に当該子が3歳に達する日まで	取得件数 2件

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 処分者数 (単位:人)

処分内容		処分者数	処分事由
分限処分	免職	0	
	降任	0	
	休職	2	心身の故障
	降給	0	
	失職	0	
懲戒処分	免職	0	
	停職	0	
	減給	0	
	戒告	0	
	訓告等	0	

5. 職員のサービスの状況 (単位:人)

区分	違反者数
命令に従う義務	0
信用失墜行為の禁止	0
秘密を守る義務	0
職務に専念する義務	0
政治行為の制限	0
争議行為等の禁止	0
営利企業従事制限	0

6. 職員研修の状況及び職員の勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況(派遣研修) (単位:人)

区分	受講者数
兵庫県自治研修所研修	10
播磨自治研修協議会研修	21
兵庫県自治協会研修	6
兵庫県町村会研修	1
合計	38

その他、役場内での職員研修や各課での専門研修を実施。

(2) 職員の勤務成績の評定の状況

地方分権の時代を迎え、地方自治体への期待やニーズが高まるなか、厳しい財政状況を克服し分権型の社会を構築していくためには職員の能力開発と意識改革が必要です。当町ではこれらのことを踏まえ、平成19年度より人事評価制度の導入に向けた試行を行っており、能力評価については平成19年12月1日より、実績評価については平成20年度より試行を行っています。平成20年度からは「個

性と変革力のある人材を育成し、変革型のリーダーをつくる」ことを目指し、人事評価制度のうち能力評価については本格実施とし人材の育成と能力アップに取り組んでおります。なお、給与等への反映については成果主義の弊害等の問題もあり、今後慎重に検討しております。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に関する状況 (単位：人)

区分	受診者数	内容等
総合健診	71	35歳以上の職員の間人ドック
定期健診	97	上記以外の職員の健康診断
合計	168	

(2) 公務災害の保障制度 (単位：件)

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金兵庫県支部	4	足打撲、肋骨骨折他

(3) 職員の共済組合事業

加入団体	組合員数(H19.4.1現在)
兵庫県市町村職員共済組合、公立学校共済組合兵庫支部(幼稚園教諭)	180人
《事業概要》 「地方公務員等共済組合法」に基づき、組合員の掛金と町の負担金を財源として、相互救済を目的に組合員とその家族の病気や負傷にかかる医療費について保険者負担分を医療機関に支払う医療給付事業、退職後の生活や遺族の生活の安定を図る年金給付事業、健診や保養所の運営、各種資金の貸付などを行う福祉事業があります。	

(4) 職員の互助会事業

加入団体	会員数(H19.4.1現在)	公費負担額	公費負担率
財団法人兵庫県市町村職員互助会	180人	3,506千円	1/2
《事業概要》 会員の掛金と町の負担金を財源として、相互共済及び福利増進を目的として、職員の元気回復事業や災害等にかかる給付事業などを行っています。			

8. 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申し立ての状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置がとられるよう要求することや、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して申立をすることができます。公平委員会とは、これらの要求や処分が適当であるか審査し、必要な場合は適正化確保のための措置を勧告することができる独立した機関です。

平成19年度、公平委員会に対する措置要求、不利益処分に関する不服申し立てはありませんでした。